

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和4年3月30日

水曜日

第4914号

## 目次

<b>規 則</b>	
○富山県行政書士法施行規則等の一部を改正する規則	1
○富山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	4
<b>告 示</b>	
○富山県土地対策要綱の一部改正	5
○港湾施設の概要についての一部改正	11
○令和3年度地籍調査事業計画の変更	12
○道路の位置の指定	
<b>公安委員会告示</b>	
○富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定	13
<b>訓 令</b>	
○富山県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令	23
○富山県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令	
<b>公 告</b>	
○令和4年度富山県調理師試験の実施	24

## 規 則

富山県行政書士法施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第17号

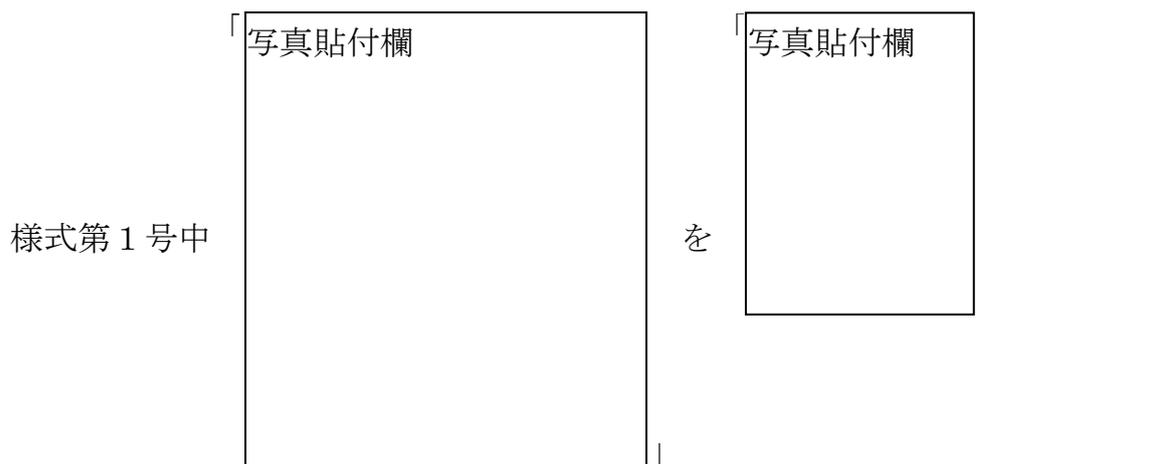
富山県行政書士法施行規則等の一部を改正する規則

(富山県行政書士法施行規則の一部改正)

**第1条** 富山県行政書士法施行規則(昭和26年富山県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者」の次に「(以下この項において「出願者」という。)」

を加え、「脱帽して正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートル」を「撮影した無帽（出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。））、正面、上半身、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートル」に改める。



に改める。

（富山県製菓衛生師法施行規則の一部改正）

**第2条** 富山県製菓衛生師法施行規則（昭和42年富山県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「者」の次に「（第4号において「出願者」という。）」を加え、同条第4号中「3箇月以内に無帽で正面向の上半身を撮影した名刺型」を「6箇月以内に撮影した無帽（出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。））、正面向き、上半身、無背景の縦の長さ6センチメートル、横の長さ4センチメートル」に改める。

様式第2号中 「収入証紙ちよう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改め、同様式の備考の(4)中「3月以内に、無帽で正面向きの上半身を撮影した名刺型」を「6月以内に撮影した無帽（出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。））、正面向き、上半身、無背景の縦6cm×横4cmの大きさ」に、「半切り」を「日本産業規格A4」に、「はり」を「貼り」に改める。

(富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

**第3条** 富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号、第5条第2項第2号及び第6条第2項第1号中「3.2センチメートル」を「3センチメートル」に改める。

様式第4号中「年度」を「年」に、

月	日から	
月	日まで	

を

年	月	日から	富山県全域
年	月	日まで	

に、

「年 月 日

を

氏名」

「年 月 日

(TEL) に改める。

氏名」

(富山県毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

**第4条** 富山県毒物及び劇物取締法施行規則（昭和32年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「する者」の次に「（以下この条において「出願者」という。）」を加え、「手札型半身無帽正面向きのもので」を「無帽（出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。）」、正面向き、上半身、無背景の縦の長さ6センチメートル、横の長さ4センチメートルのものであつて、その」に改める。

(富山県富山空港条例施行規則の一部改正)

**第5条** 富山県富山空港条例施行規則（昭和38年富山県規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第2号備考1中「無帽かつ正面上半身を写した」を「撮影した無帽、正面、上半身、無背景の」に、「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（総務課）

富山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第18号

富山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 富山県環境影響評価条例施行規則（平成11年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項の(3)中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改め、同表の20の項の(1)中「又は富山県自然環境保全条例」を「若しくは富山県自然環境保全条例」に、「、環境大臣又は」を「環境大臣若しくは」に改め、「ならない行為」の次に「又は自然公園法第20条第9項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）」、第21条第8項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）若しくは第22条第8項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定により環境大臣若しくは知事の許可を要しないものとされる行為（公園事業の執行として行う行為を除く。）」を加え、「第9条の2第2号」を「第9条の12第2号」に改め、同項の(2)中「第



申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする（以下、「開発計画申出」という。）。

- (1) 事業計画概要書（様式第2号）
- (2) 開発区域の位置図及び周辺図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 計画図（平面図、縦断面図及び横断面図）
- (5) 計画工程表

2 前項に規定する開発計画申出は、開発行為に係る法令等に基づく許認可申請又は次条に規定する開発行為の届出の前に行い、用地の取得（用地が賃借である場合を含む。）を要する開発計画の申出は、用地を取得する前に行うものとする。

ただし、既に所有している用地（用地が賃借である場合を含む。）に開発計画がある場合は、遅滞なく開発計画申出を行うものとする。

3 次条に規定する開発行為の届出を既に提出した開発区域の拡張を計画している開発事業者は、改めて、第1項に規定する開発計画申出を行うものとする。

4 知事は、申出のあった開発計画に関して、開発事業者に対して書面により意見を述べ、必要があると認めるときは、説明を求めることができる。

5 開発事業者は、開発計画申出に係る意見の受領後に、開発区域の面積の増加又は開発目的若しくは開発位置に変更が生じた場合は、再度の開発計画申出を行うものとする。

6 開発事業者は、開発計画申出に係る意見の受領後に、開発計画を中止する場合は、速やかに、開発計画中止の申出（様式第3号）を提出するものとする。

第5条の見出しを「（開発行為の届出）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「開発事業者は、」の次に「開発区域の面積が5ヘクタール以上の」を加え、「（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下この条において「法」という。）又は富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号。以下この条において「条例」という。）の適用を受ける開発行為にあつては、法第27条又は条例第24条の規定による公告の日から開発行為をしようとする日の6週間前までの間）」を削り、「（様式第1号）」を「（様式第4号）」に改め、同条第2項第4号の次に次の4号を加え、同条第3項から第5項までを削る。

- 
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可を受けて行う  
開発事業
- (6) 森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の2第1項又は同法第34条第2項の  
規定により許可を受けて行う行為
- (7) 採石法（昭和25年法律第 291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の  
規定による許可又は認可を受けて行う岩石又は砂利採取に係る開発事業
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）の規定により  
許可又は認定を受けて行う廃棄物の処理に係る開発行為

第6条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第7条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第9条中「（様式第3号）」を「（様式第5号）」に、「（様式第4号）」を  
「（様式第6号）」に改める。

第11条中「（様式第5号）」を「（様式第7号）」に改める。

第13条中「この要綱に基づき届け出る書類」を「第5条第1項に規定する書類」  
に改める。

様式第5号を様式第7号とし、「㊟」を削り、様式第4号を様式第6号とし、  
「㊟」を削り、様式第3号を様式第5号とし、「㊟」を削り、様式第2号を削り、  
様式第1号中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を様式第4  
号とし、「㊟」を削り、同様式の前に次の3様式を加える。

---

## 様式第 1 号(第 4 条関係)

## 開発計画の事前申出書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

申出者名

[連絡担当者名]

[連 絡 先] (TEL)  
(FAX)  
(E-mail)

富山県土地対策要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

開発計画の名称									
開発事業の目的									
開発区域の位置									
開発区域の面積		(登記簿) m <sup>2</sup>							
		(実・概測) m <sup>2</sup>							
開発区域の諸条件	土地利用規制	地域区分		規制区域構成					
		都市計画区域	m <sup>2</sup>	市街化調整区域	m <sup>2</sup>	未線引の都計区域	m <sup>2</sup>	用途区域等	m <sup>2</sup>
		農業振興地域	m <sup>2</sup>	農用地区域	m <sup>2</sup>				
		森林地域	m <sup>2</sup>	国有林	m <sup>2</sup>	民有林	m <sup>2</sup>	保安林	m <sup>2</sup>
		自然公園地域	m <sup>2</sup>	国立公園	m <sup>2</sup>	国定公園	m <sup>2</sup>	県立自然公園	m <sup>2</sup>
	地 目	区 分	宅 地	田	畑	山 林	原 野	その他	計
		面積(m <sup>2</sup> )							
	開発後の利用区分	区 分							計
		面積(m <sup>2</sup> )							
	土地取得等の予定	区 分	売 買	賃貸借	払下げ	自己所有地	その他		計
面積(m <sup>2</sup> )									
その他参考となる事項									
工事予定期間		(着工) 年 月 日		(完了) 年 月 日					
添付書類		(1) 事業計画概要書(様式第 2 号) (2) 位置図(S=1/50,000)と周辺図(S=1/5,000) (3) 土地利用計画図 (4) 計画図(平面図、縦断面図、横断面図) (5) 計画工程表							

様式第2号(第4条関係)

事業計画概要書

開発計画の名称									
開発事業の目的									
開発区域の位置									
開発区域の面積		(登記簿)	m <sup>2</sup>	(実・概測)	m <sup>2</sup>				
開発区域の概要及び選定理由									
生活環境保全	工事中及び完成後の公害防止対策								
	廃棄物等処理対策								
自然環境保全対策									
給水計画									
排水計画									
道路計画									
災害の防止対策									
開発区域内の法的規制の状況		指定区域等	根拠法令	適用の有無	備考	指定区域等	根拠法令	適用の有無	備考
		国立・国定公園	自然公園法等			地すべり防止区域	地すべり防止法		
		自然環境保全区域	富山県自然環境保全条例			急傾斜地崩壊区域	急傾斜地崩壊防止法		
		県立自然公園	富山県立自然公園条例			農用地区域	農振法		
		鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣保護管理法			農地	農地法		
		地蔵堂公園環境保存林	森林法			史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法		
		保安林	森林法			埋没文化財包蔵地	文化財保護法		
		風致地区	都市計画法			都市計画区域	都市計画法		
		災害危険区域	建築基準法			国有地	国有財産法		
		砂防指定地	砂防法			土地売買届出	国土法		

様式第3号(第4条関係)

開発計画中止申出書

年 月 日

富山県知事 殿

申出者住所  
氏名又は名称  
TEL — —

富山県土地対策要綱第4条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発計画の名称	
開発計画の場所	
開発計画の事前申出 書提出年月日	年 月 日
中止の理由	
中止後の措置	

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の富山県土地対策要綱第4条第1項の規定により作成された届出書は、改正後の富山県土地対策要綱第4条第1項の開発計画の届出書とみなす。

(県民生活課)

**富山県告示第134号**

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第 727号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

第1の2の(7)の表中

「	〃	東港口護岸	〃	堀岡	206	〃	18	」
	〃	第1水面貯木場護岸		高岡市姫野～石丸	1,239	〃	22	
	〃	中野整理場護岸		射水市七美中野	1,592	〃	23	

を

「	〃	東港口護岸	〃	堀岡	206	〃	18	」
	〃	第1水面貯木場護岸		高岡市堀岡又新～石丸	862	〃	22	
	〃	第1水面貯木場緑地護岸		〃 石丸	450	〃	22-2	
	〃	中野整理場護岸		射水市七美中野	1,592	〃	23	

に、

「	〃	新堀陸上貯木場護岸	〃	新堀 10-8	139	〃	107	」
---	---	-----------	---	---------	-----	---	-----	---

を

「	〃	新堀陸上貯木場護岸	〃	新堀 10-8	139	〃	107	」
	〃	堀岡緑地護岸		〃 堀岡	173	〃	112	
	〃	東水路泊地護岸		〃 新堀	163	〃	113	

に改める。

(港湾課)

### 富山県告示第135号

令和3年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和3年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 変更に係る調査を行う者の名称及びその調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
高岡市	地籍調査	高岡市博労町
魚津市	地籍調査	魚津市新角川
氷見市	地籍調査	氷見市堀田、惣領
南砺市	地籍調査	南砺市西赤尾町、下梨
立山町	地籍調査	中新川郡立山町四谷尾幅割下白岩西砂田、宇津呂谷、小瀧谷、長倉

#### 2 変更に係る調査期間

令和4年3月8日から令和5年3月31日まで

### 富山県告示第136号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	45.255	南砺市二日町字 寺腰島1918番1	南砺市二日町字 寺腰島1916番2	令和3年 12月24日

## 富山県公安委員会告示第24号

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定について

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習の委託に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札申込みの条件となる道路交通法施行規則第38条の3に規定する資格について、次のとおり審査の上、認定するものとするので告示する。

令和4年3月30日

富山県公安委員会委員長 神 川 康 子

### 1 認定の審査に係る業務

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

### 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 委託場所

富山県内

### 4 認定基準

別添「富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準」のとおり。

### 5 認定申請期間

令和4年4月1日から同年4月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

### 6 認定申請書類提出先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課

## 7 認定申請書類提出方法

直接持参すること。

## 8 問合せ先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部交通部交通企画課  
電話 076-441-2211（内線5032）

別添

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資  
格認定基準

## 1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施を同条第3項の規定により委託するに際し、受託法人及び受託者（以下「法人等」という。）の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

## 2 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人等として認定する場合における当該認定は、次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること（道路交通法施行規則第38条の3に規定するもの。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のアからクまでのいずれかに該当

する者がいないこと。

なお、法人でない者は、これに準ずるものとする。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - カ 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者
  - キ 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
  - ク 法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2（第7号及び第12号を除く。）、法第117条の3の2、法第118条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号若しくは第12号又は法第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者
- (3) 安全運転管理者等講習に従事する専任講師として、次のいずれかの資格を有する者を1人以上雇用すること。
- ア 自動車安全運転センターが行う自動車の安全運転管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者
  - イ 安全運転管理者等講習又はこれに相当する講習に講師として従事した経験を有する者
- (4) 安全運転管理者等講習に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で、専門的知識を有する者を部外講師として3人以上確保できること。
-

---

### 3 安全運転管理者等講習を行うために必要な組織及び設備は次のとおりとする。

- (1) 富山県内に主たる事務所又は営業所を有していること。
- (2) 安全運転管理者等講習を行うために必要な人員を、安全運転管理者等講習の実施場所に配置できること。
- (3) 安全運転管理者等講習を行うための機器（視聴覚機材等）を有していること。

### 4 資格認定の申請等

安全運転管理者等講習の業務の委託を受けようとする法人等には、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書（別記様式1）
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (3) 法人等の役員の名、住所等を記載した名簿（別記様式2）
- (4) 法人等の役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (5) 法人等の役員が2(2)中、アからクのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人用は別記様式3-1、法人以外用は別記様式3-2）
- (6) 安全運転管理者等講習に従事する者の経歴を記載した書面及び当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- (7) 安全運転管理者等講習を行う組織の概要（組織体制、職員数等）を記載した書面
- (8) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

### 5 資格認定の通知

安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるときは、その法人等に対し資格認定通知書（別記様式4）を送付するものとする。

なお、入札の参加に当たっては、入札参加資格を有していても1年ごとに入札前に公安委員会の資格認定を受ける必要があるものとする。

### 6 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人等が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を

---

取り消すことができるものとする。

- (1) 2の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
-

## 別記様式 1

## 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の認定を申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人等の名称	
主たる事務所 の 所 在 地	電話 ( ) ー
法人等の種類	1 一般社団法人    2 公益社団法人    3 一般財団法人 4 公益財団法人    5 株式会社    6 有限会社 7 その他 ( )
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。

受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			



## 別記様式 3 - 1

(法 人 用)  
誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げる 1 から 8 までのいずれかに該当する者のある法人

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は、同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 12 号を除く。）、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号又は第 119 条の 2 第 1 項第 3 号の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

## 別記様式 3 - 2

(法人以外用)

## 誓 約 書

私及び従業員は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は、同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 8 道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び第12号を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

別記様式4

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定通知書

年 月 日

(例) ○○法人 ○○協会  
代表者 ○○ ○○ 殿

富山県公安委員会委員長 ○○ ○○

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3に規定する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められたので通知する。





公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当あて送付すること。

3 受験申請書の配布

令和4年5月9日（月）から6月3日（金）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所、富山県厚生部生活衛生課及び公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話03-3667-1815）

---

